

問題 000 純資産会計の総合問題

純資産会計に関する記述のうち、妥当なものはどれですか。

1. 任意積立金とは、退職給与積立金、設備拡張積立金など、特定の資金支出に備えるため配当可能利益の一部を保留するためのものであり、特定の目的を定めない任意積立金は認められない。
2. 純資産の区分については、「資本金」、「資本準備金」、「利益準備金」、「その他の剰余金」と規定されており、さらに「その他の剰余金」は、「法定剰余金」と「任意剰余金」に分けられます。
3. 資本剰余金は、その取引源泉から、株式払込剰余金などの払込剰余金、国庫補助金および工事負担金などの贈与剰余金、保険差益などの評価替剰余金に分類されます。これらはすべて制度上の積み立てることが義務付けられています。
4. 利益準備金は、資本準備金と利益準備金を併せた金額が資本金の5分の1に達するまで、積み立てなければなりません。
5. 任意積立金は、定款の規定、株主総会の決議または契約の定めによって設けられる積立金であり、例としては、社債の償還資金を準備するための減債積立金や将来における不測の損失に備える災害損失積立金などがあります。

(国税専門官試験 改題)

問題 000

1. × 用途の特定しない積立金として別途積立金があります。
2. × 純資産の部の表示は、株主資本と株主資本以外の項目に区分され、さらに株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に分けられます。
3. 制度上、積立が強制されているのは払込剰余金だけです。また、資本は株主に帰属するものに限定され、贈与剰余金や評価替剰余金は利益として扱われます。
4. × 資本金の4分の1に達するまで積立が必要です。
5. ○ 任意積立金には、自己資本を拡大させるための積極性積立金（事業拡張積立金や減債積立金など）、将来の損失を損失の補てんを補充させる目的の消極性積立金（災害損失積立金や欠損填補積立金など）に分類されます。